

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和元年12月11日）は、次のとおりである。

経済産業省

20190924保第25号

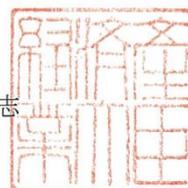
令和元年12月11日



株式会社瀬戸ウインドヒル

代表取締役 藤澤 昌之 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



株式会社瀬戸ウインドヒル「(仮称) 瀬戸ウインドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年9月24日付けをもって送付のあった「(仮称) 瀬戸ウインドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

(別紙)

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ. 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これら新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

ウ. 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既設の風力発電設備における調査結果で得られた情報を整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化

するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

想定区域の周辺には、複数の住居及び社会福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る騒音及び風車の影に係る影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に隔離する等の環境保全措置を講じ、騒音及び風車の影に係る生活環境への影響を回避又は低減すること。

なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、実施すること。

（2）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、ハチクマ及びノスリ等の渡り経路が確認されているが、平成28年度から平成29年度にかけて既設風力発電設備において事業者が実施したバードストライク調査では、バードストライクにより死傷したことが明らかな個体は確認されていない。

また、本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（3）景観に対する影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。

想定区域の周辺には、「高茂高原」等の主要な眺望点が存在しているほか、佐田岬半島宇和海県立自然公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「権現山展望台」が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、

これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る景観への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、景観への影響を回避又は極力低減すること。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、主要な眺望点等の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。



以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は表 5.2-1 のとおりである。

表 5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域並びに風力発電設備等の検討において、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握いたします。</p> <p>また、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映いたします。</p>
<p>イ. 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既設の道路、送電線等を利用すること等により、これら新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討において、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既設の道路、送電線等を利用すること等により、環境への影響を低減することが可能な場合には、利用を最大限考慮いたします。</p>
<p>ウ. 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。</p>	<p>既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施いたします。</p>
<p>(2) 累積的な影響</p> <p>本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、既設の風力発電設備における調査結果で得られた情報を整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。</p>	<p>既設の風力発電設備における調査結果で得られた情報を整理するとともに、対象事業実施区域周辺の稼働中の風力発電所について、他事業者との情報交換に努め、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
<p>(3) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討いたします。</p>

表 5.2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音及び風車の影に係る影響</p> <p>本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居及び社会福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る騒音及び風車の影に係る影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔する等の環境保全措置を講じ、騒音及び風車の影に係る生活環境への影響を回避又は低減すること。</p> <p>なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、実施すること。</p>	<p>今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住宅等の状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る騒音及び風車の影に係る影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施いたします。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔する等の環境保全措置を講じ、騒音及び風車の影に係る生活環境への影響を回避又は低減いたします。</p> <p>なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見に基づき、実施いたします。</p>
<p>(2) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺では、ハチクマ及びノスリ等の渡り経路が確認されているが、平成28年度から平成29年度にかけて既設風力発電設備において事業者が実施したバードストライク調査では、バードストライクにより死傷したことが明らかな個体は確認されていない。</p> <p>また、本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。</p> <p>今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施いたします。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減する計画といたします。</p>

表 5.2-1(3) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

経済産業大臣の意見	事業者の見解
<p>(3) 景観に対する影響</p> <p>本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は11基から3基程度に減少する計画である。</p> <p>想定区域の周辺には、「高茂高原」等の主要な眺望点が存在しているほか、佐田岬半島宇和海県立自然公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「権現山展望台」が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る景観への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、景観への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、主要な眺望点等の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。</p>	<p>今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現況調査により既設風力発電設備に係る景観への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施し、景観への影響を回避又は極力低減に努めます。</p> <p>また、事業計画の具体化に当たり、関係機関等のご意見を参考にさせていただきながら、調査等実施の上、客観的な予測及び評価に努めます。</p>
<p>以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載いたします。</p>